

取総発第 528 号
令和4年8月26日

殿

取手市長 藤井 信吾



弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和4年7月18日付けで貴殿から提出された、取手市長が行った令和4年4月18日付け情報部分開示決定処分（取総発第73号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第30条第1項の規定による弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）及び同法第32条第1項の規定による証拠書類又は証拠物を提出する場合は、令和4年9月30日までに、それぞれ正副2通を提出してください。

※1 反論書及び証拠書類又は証拠物を提出する場合は、信書便又は持参によって、以下にご提出ください。

茨城県取手市寺田5139番地 取手市役所本庁舎内情報管理課

※2 反論書の提出に当たっては、別紙のとおり様式例を示す「反論書送付通知書」を併せて提出してください。なお、様式例に示す事項が明確に記載されているものであれば、任意の様式で作成することは差し支えありません。

【審査庁所管課】

茨城県取手市役所総務部情報管理課

郵便番号 : 302-8585

連絡先住所 : 茨城県取手市寺田5139番地

電話番号 : 0297-74-2141 (内線1151)

審査請求人 取手市戸頭 [REDACTED]

処 分 庁 取手市長

弁 明 書

令和4年8月18日

取手市長 藤井 信吾



審査請求人が令和4年7月18日付けで提起した、取手市情報公開条例（平成12年条例第6号。以下「市条例」といいます。）第9条第1項の規定に基づき取手市長が行った下記1に掲げる決定に対する審査請求に関し、次のとおり弁明します。

記

1 事件の表示

審査請求人が令和4年7月18日付けで提起した、市条例第9条第1項に基づき取手市長が行った令和4年4月18日付け情報部分開示決定処分（取総発第73号）（以下「本件処分」といいます。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」といいます。）

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、市条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関である取手市長に対し、令和4年4月2日付けで以下のとおり情報開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。

1) 政治団体「取手新時代をひらく会」への業者寄付をめぐって、市民調査請求に基づき昨年開かれた政治倫理審査会の議事録（発言者ごとの発言内容が分かるもの）

2) 上記作成のため、審査会各委員と審査会事務局（市総務課）との間で交わされたやりとり（メールやファクスを含む）

(2) 実施機関である取手市長は、本件開示請求に関する情報を特定し、本件

処分を行い、開示請求者である審査請求人へ令和4年4月18日付けで、郵送にて写しの交付を行いました。

- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、審査庁である取手市長に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年7月18日付けで本件審査請求を行いました。
- (4) このような経過のもと、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定により、処分庁である取手市長（以下「当庁」といいます。）は、弁明書を作成するものです。

3 審査請求の趣旨及び理由の概要

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求の趣旨及び理由につき、以下のとおり述べています。

ア 審査請求の趣旨（審査請求書記載の原文を引用）

通知書記載の「開示することができない部分及び理由」のうち「1 開示することができない部分及び理由」に納得できないところがあるので、情報部分開示決定を見直すよう求めます。

イ 審査請求の理由（審査請求書記載の原文を引用）

- ① 通知書「1 開示することができない部分及び理由」で寄附者氏名を非開示扱いとする理由について「取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する」などと説明しています。しかし、政治資金規正法に基づき政治団体「取手新時代をひらく会」の政治資金収支報告書は茨城県選挙管理委員会がホームページ等で公開され、同報告書には寄附者氏名がその住所、職業、寄付額ともに明記されています。そもそも、これら寄附者情報が公表されているからこそ、市政治倫理条例に基づく「市民調査請求」が今回可能となったのです。法令に基づき公開されている寄附者情報を市において非開示とすることは不当です。
- ② 通知書「1 開示することができない部分及び理由」で「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとする理由について①と同様に条例第7条第1項第5号の条文内容の引用にとどまっています。公表すれば、どのような支障が市の事務事業に生じるのか、また似たようなケースで支障が生じた前例があるのか、具体的に説得力のある説明がありません。市長の政治的疑惑をめぐる調査報告書の決定手続きが妥当なのか検証すべく、「知る権利」や市情報公開条例に基づいて会議録の開示を求める取手市民に対し、このような木で鼻をくくったような条文引用だけの「理由付け」で非開示処分とする



のは、情報公開制度を実質的に骨抜きにするものです。市は今後の情報不開示に当たって請求者に対して丁寧に説明すべきです。

- ③ 「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとする不当性や違法性をめぐっては、市側が今後作成する「弁明書」を踏まえて「反論書」を作成し提出します。

4 当庁の弁明

- (1) 市条例第1条では、「市民の知る権利を保障することにより、公正で民主的な市政の推進を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする」旨が規定されており、当庁としては市条例の解釈及び運用は、常にこの目的に照らして行わなければならないものと解しています。また、市条例第3条では「この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の開示を請求する者の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関の長は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」旨が規定され、実施機関が果たすべき責務として、個人情報に最大限に保護しながらも、情報については原則開示の精神を明らかにしたものと解しています。このような規定の趣旨に則り、当庁として本件処分を行いました。
- (2) 審査請求人は、審査請求書において種々主張していますが、本件審査請求の論点は、法令に基づき公開されている寄附者情報を市において非開示とすることは不当であること（以下「論点1」といいます。）、「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとする理由について、条文の内容の引用では説明が不十分であること（以下「論点2」といいます。）、「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとすることは不当であること（以下「論点3」といいます。）の3点と認められます。よって、当庁は、以下のとおり弁明します。

ア 論点1について

審査請求人は、茨城県選挙管理委員会が公開している政治資金収支報告書と、市が保有する政治資金収支報告書が同一のものであるため、県が公開しているのに対し、市が開示しないのは不当であると主張しているものと推察しますが、当該情報は、県は政治資金規正法第12条第1項又は第17条第1項の規定に基づき、政治団体等より提出されたことにより取得しており、同法第20条において、公表が義務づけられているために保有している情報であるのに対し、市は取手市政治倫理条例（平



成26年条例第9号。以下「政治倫理条例」といいます。)第14条第1項の規定による調査請求に対する添付資料として調査請求人から取得したに過ぎず、その情報を取得するに至った経緯も目的も異なることから、単に同一の情報として公開を前提に取り扱うものではなく、その情報の性質、当該情報を入手した理由、経過、公開に係る法令の趣旨等を総合的に判断した結果、非開示と判断したものです。

なお、当庁として保存している政治資金収支報告書は平成29年分と令和元年分の2か年分ありますが、このうち平成29年分については、平成30年1月30日に県が収受し、同法において定められている3年間の公表及び保存の義務期間を経過し、審査請求人が、情報開示請求を行った令和4年4月2日時点においては、公表されている情報ではありません。

また、令和元年分については、審査請求人も主張しているとおおり、他の手段により取得できる情報であるため、審査請求人の「知る権利」を侵害した事実はありません。

イ 論点2について

審査請求人は、「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとする理由について、「取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当する、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」という理由では不十分である旨を主張していますが、当該情報を開示することにより、どのような支障が生じるかについては、社会通念上、予見し難いものでもないため、本件処分通知書記載の理由としました。なお、どのような支障が生じるかについては、「ウ 論点3について」で後述します。

ウ 論点3について

審査請求人は、「調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見」を非開示扱いとすることは不当であると主張していますが、特定の委員がどういった発言をしたかを明らかにすると、発言の内容等について利害関係者等から批判を受けることも想定できます。

取手市政治倫理審査会においては、会議録に委員の氏名を明記することが審査会の議決により決定されており、令和3年度第3回取手市政治倫理審査会の場で当日の会議の公開・非公開について審議された際にも、会議の公開・非公開と会議録の開示の関係性に関する発言が複数の委員からなされており、委員自身の発言や、それに基づく会議録等の情報の



取扱いに留意していたことがうかがえます。結果として、令和3年度第3回政治倫理審査会では、政治倫理条例第11条6項の規定に基づき公開を原則としながら、同項ただし書の規定に基づき会議を途中まで公開し、一部分を非公開とする議決がなされた上で審査が行われました。また、会議録の不開示部分については、会議が非公開とされた部分全体ではなく、令和4年4月18日付け情報部分開示決定通知書に記載のとおり、非公開により審査された部分のうち調査結果書の決定に至るまでの各委員の個別意見に関する部分に限定し、各発言ごとに開示の妥当性を個別に判断して決定し、審査請求人の知る権利に配慮した対応を行ったものです。

当庁が本件処分において不開示と決定した内容を含め、会議が非公開とされた部分に係る会議録全体が公開されると、将来にわたり政治倫理審査会の会議の場における各委員の自由かつ率直な意見の表明や各委員相互の意見交換が阻害され、合議体としての意思形成において極めて大きな影響を及ぼすおそれがあります。これらの市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することによる利益と、開示することによる利益との比較衡量に基づき、当庁として非開示部分を判断したものです。

以上

